『キッズわくわくワーク』実行委員会規約

(基本理念)

私たちは、イベントの運営にて様々な地域のご家族、お子さま達と関わってきました。 その中で、地域の子供達の将来に繋がる活動を多方面からバックアップしたいと 強く考え、委員会を結成致しました。

(名称)

第1条

本会は、名称を「キッズ わくわくワーク実行委員会」(以下「本会」)と称する。

(事務所)

第2条

本会は、事務所を東京都清瀬市中清戸1-606-48 株式会社アミカル内に置く。

(日的

第3条

本会は、イベントスペースにブースを設け、各方面の専門家の方々の指導下、講演・ 実演・パネル展示などを行い、様々な職業の存在を子どもたちに知ってもらい、実際に体験してもらうことで、将来の職業について考えるきっかけと思い出作りの場の提供を目的とする。

(事業)

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)「キッズ わくわくワーク」の企画に関する事項。
- (2)「キッズ わくわくワーク」の広報に関する事項。
- (3)ワークショップの開催に関する事項。
- (4) ゲストトークショーに関する事項。
- (5)「キッズ わくわくワーク」報告書の作成に関する事項。
- (6)「キッズ わくわくワーク」の予算及び決算に関する事項。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第5条

本会は、株式会社アミカル、その他の関係団体及び本趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第6条

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 実行委員 若干名
- 2 本会の委員長は、委員のうちから選出する。
- 3 本会の副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

第7条

- 1 委員長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、委員会欠席などの場合は、その職務を代理する。

(任期)

第8条

役員の任期は、本会の解散までとする。

(会計)

第9条

本実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)協賛金
- (2) その他の収入

(会計期間)

第10条

本会の会計期間の始期は2018年3月1日、終期は解散までとする。

2 本会の会見に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(その他必要な事項)

第11条

この規則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

役 員 名 簿

役員	氏 名	業務委嘱
委 員 長	老沼 とみ子	現場責任者
副委員長	織田 真未	現場責任者